

民事訴訟法 ノートまとめ

1. 訴えの利益

(1) 意義

- ・ 理由：訴訟制度を利用する利益ないし必要のある事件を選別するため
- ・ 審判対象とされた請求について本案判決をすることが、紛争解決にとって必要かつ有効・適切である場合に認められる
- ・ 本案判決をするための要件（**訴訟要件**）の1つ
- ・ ①請求内容が本案判決を受けるのに適すること（**請求適格**）、②原告がその請求について本案判決を求める現実の必要性を有すること（**権利保護の利益**）、③当該訴訟の原告・被告間にその請求について本案判決をなすことが紛争解決に必要・適切であるとするだけの権利・適格（**当事者適格**）を当事者が有していること）が必要

(2) 判断基準（その1）—各種の訴えに共通の要件

① 請求が具体的な権利関係その他の法律関係の存否の主張であること

- ・ 民事訴訟：当事者間の具体的な紛争の解決を法律的判断によって図ろうとするもの
→原告に対する請求は、当否を法律的に判断可能なものである必要あり
＝法律上の争訟の要件を満たす必要あり
* **法律上の争訟**…当事者間の具体的な権利義務または法律関係の存否に関する紛争であって（**事件性**）、法令の適用によって終局的に解決できるもの（**法律性**）のこと。

② 起訴が禁止されていないこと

- ・ 二重起訴の禁止（142条）、訴え取下げ後の再訴の禁止（262条2項）のように、法律上、起訴が禁止されている場合には、訴えの利益が否定される（通説）
- ・ 有力説：↑は特別な理由から起訴を禁止するもので、訴えの利益のみをその根拠とするものではない、禁止規定に該当すれば訴えが不適法なことは、訴えの利益を持ち出すまでもなく当然に認められること
→訴えの利益とは別の訴訟要件とすべき

③ 当事者間に訴訟を利用しないという特約がないこと

- ・ 不起訴の合意・仲裁合意があるときに、被告がその事実を主張・立証すれば訴えは却下される（仲裁16条参照）
→訴訟を利用しないという当事者の合意の効力の問題、訴えの利益とは別の訴訟要件とすべき

④ その他、訴訟による解決を抑制すべき事由がないこと

- ・ 訴訟による解決を抑制すべき事由の例：
原告が同一請求についてすでに勝訴の確定判決を得ている場合、訴え以外に法律上の

手段が用意されていて、これのみによらせる趣旨である場合

(3) 判断基準（その 2）—各種の訴えに固有の要件

(ア) 給付の訴えの利益

(i) 現在の給付の訴え

- ・ **事実審口頭弁論終結時までに履行すべき状態となった給付請求権を主張する訴え**のこと＝特別の事情がない限り、原則訴えの利益が認められる
- ・ **確定した給付判決がある場合**：債権者に給付の訴えを提起する利益はない、but 判決原本が滅失して執行正本が得られない場合・時効の完成猶予の必要がある場合には、例外的に訴えの利益が認められる

(ii) 将来の給付の訴え

- ・ **事実審口頭弁論終結時までに履行すべき状態にない給付請求権を主張する訴え**のこと
- ・ 原則、給付の利益は認められない
→口頭弁論終結時までに履行期が到来してなければ、被告側に期限の利益が認められる
→そうであれば、いまだ紛争状態ではないので、権利保護の必要性なし
↓もつとも
- ・ 「**あらかじめその請求をする必要がある場合**」に限り、例外的に訴えの利益が認められる（135 条）
↓具体的には
- ・ ①給付義務の性質上、給付判決によって適時の履行を確保する必要がある場合（例：定期行為（民法 542 条 1 項 4 号）、履行遅滞による損害が重大な場合）
- ・ ②履行期到来 or 条件成就もその時に任意の履行が期待できない場合
例：義務者が現在既に義務の存在・内容を争っている場合
＝賃料債務について、既に履行期にある部分の不履行があれば、将来、履行期が到来する部分についても履行は期待できないとして、あらかじめ請求可
- * **継続的不法行為に基づき、将来発生すべき損害賠償請求権について将来の給付の訴えが許容されるか（百 20）**
 - ・ 135 条に該当する場合は、給付請求権そのものが既に発生している場合を想定
→給付請求権が発生していなければ、そもそも 135 条の問題にならない
↓もつとも
将来生ずべき損害賠償請求権であっても、将来給付の訴えを認めてあげる必要がある場合もあり
↓そこで
①損害賠償請求権の基礎となるべき事実関係・法律関係がすでに存在し、その継続が予想されると共に、②損害賠償請求権の成否及びその内容につき債務者に有利

な影響を生ずるような将来における事情の変動があらかじめ明確に予測しうる事由に限られ、③それを請求異議事由として証明負担を債務者に課しても不当とは言えない場合に、例外的に将来給付音訴えの請求適格を認めるべき

- ・ ↑学説からの批判強

∴請求適格が肯定されるのは、ごく限られた極めて例外的な場合に限定されることになるから

→批判説：空港の騒音公害事例において、将来の一定の時点までの不法行為を理由に損害賠償請求をする場合には、将来の一定時点までは一定の金額で損害賠償請求権が現実化する蓋然性が認められるため、訴えの利益を肯定すべき

(iii) 確認の利益

- ・ ①確認対象が無限定、②執行力なく既判力しか生じない、③紛争が現実化しない場合も提起可能

→確認の利益が認められるのは、現に当事者の眼前に紛争が存在し、確認対象に既判力を生じさせることで、確認対象に関する紛争・確認対象を前提とする紛争を解決できる場合に限定すべき

- ・ 判断基準：

(a) 対象選択の適切性：

原則として「現在の権利または法律関係」でなければならない

→民事訴訟は現に存在する法的紛争を解決するための制度であり、確認の訴えは、確認対象に既判力を生じさせることでこの目的を実現するため(←①・②)

→ただし、過去の権利、法律関係、又は法律行為であっても、それを基礎として生じる現在の法的紛争を解決するのに資する場合には、例外的に対象選択の適切性が肯定される

*消極的確認より積極的確認をすべきことも対象選択の適切性の内容に含まれるが、民事訴訟本体で問題となる場面はそれほど多くない

(b) 方法選択の適切性: 確認の訴えを用いること(=確認対象に既判力を生じさせる方法をとること)が、他の方法(給付訴訟に限られない)を用いるより、紛争解決に有効・適切でなければならない。

→確認判決には既判力しか生じない点を踏まえ、確認判決をなすことで紛争解決が図られるかを

みる必要があるため(←2)。

(ウ) 即時確定の利益: 原告の法的地位に対する危険・不安が現に存在すること。

→そもそも紛争が存在しなければ、確認の訴えを提起させる必要はないため(←3)。